

県内診療所管理者 様

山口県健康福祉部医療政策課長

山口県特定労務管理対象機関指定要綱の制定等について（通知）

本県の医療行政の推進については、平素から多大なるご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月から適用される医師の時間外労働上限規制に対応するため、令和 3 年 5 月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布され、医師の労働時間の短縮や健康確保のための制度の創設等の措置が講じられているところです。

このたび、改正法の施行に伴い知事が行う特定労務管理対象機関（B、連携 B、C-1、C-2 水準対象機関）の指定に関し、必要な手続き等を「山口県特定労務管理対象機関指定要綱」として定めるとともに、下記のとおり、申請の受付を開始しましたのでお知らせします。

指定申請の予定がある場合、計画的に準備を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 県への特定労務管理対象機関の指定申請期限

県への指定申請期限を 2 回設け、それまでに随時受け付けた申請について、一括して指定手続きを進めます。

- ・ 1 次受付期限…令和 5 年 9 月 1 5 日（金）
- ・ 2 次受付期限…令和 5 年 1 2 月 1 5 日（金）

2 提出先（メール、郵送のいずれかで御提出ください。）

- ・ メール：a11700@pref.yamaguchi.lg.jp
- ・ 郵 送：〒753-8501 山口市滝町 1-1

山口県健康福祉部医療政策課医師確保対策班 宛て

※申請される場合、事前に医師確保対策班（TEL:083-933-2937）まで御連絡ください。

3 山口県特定労務管理対象機関指定要綱（申請様式含む）

以下の県ホームページに掲載していますので、ダウンロードして御利用ください。

- ・ URL：https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/45/201584.html

医師確保対策班 古川

TEL 083-933-2937